

第 編 間接国稅編

8 酒 稅

8 - 4 免 許 場 数

8 酒 税

8-4 免 許 場 数

(1) 酒類の製造免許場数

区 分	14年度末 免許場数	新 規 免許場数	免 許 取消場数	免 許 消滅場数	15 年 度									
					6kl未満		6kl以上 10kl未満		10kl以上 60kl未満		60kl以上 100kl未満		100kl 以上 200kl 未 満	
					内	場	内	場	内	場	場	場	場	場
清 酒	233	3	8	-	24	30	8	8	51	68	18	29		
合 成 清 酒	23	-	2	-	1	1	-	2	5	6	1	2		
しょう ちゅう 類	26	1	1	-	5	5	-	-	5	5	-	3		
み び ー ル	48	4	1	-	7	19	2	2	-	8	2	1		
み び ー ル	25	-	2	-	3	7	1	1	-	2	-	1		
ビ ー ル	35	7	4	2	1	2	2	3	13	16	5	1		
果実酒類	48	4	3	-	11	16	-	1	-	2	1	1		
ウイスキー類	31	4	3	-	1	3	-	-	-	-	-	-		
ウイスキー類	12	1	3	-	1	3	-	1	-	-	-	-		
スピリッツ類	7	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
スピリッツ類	34	20	7	-	4	5	-	-	-	1	-	-		
リキュール類	26	1	2	-	1	3	-	-	-	1	-	1		
リキュール類	46	21	6	1	8	14	-	1	-	5	-	4		
雑 酒	19	29	4	-	5	12	-	2	-	3	-	-		
雑 酒	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-		
その他の雑酒	31	3	3	1	17	19	-	3	-	1	-	-		
合 計	645	99	51	4	89	139	13	24	74	118	28	43		
各酒類を通じたもの					54		10		89		24	34		

調査対象：酒税法第7条（酒類の製造免許）の規定により免許を受けた製造場

調査時点：平成16年3月31日

- (注)
- 1 免許場数は、酒類の種類又は品目の異なるごとに1場として掲げた。
 - 2 「15年度末製造場数」欄には、1製造場で2種類(品目)以上の酒類の製造免許を受けている場合、15年度内
 - 3 「15年度末製造者数」欄には、本店(本店につき免許の有無を問わない。)の所在地において、その製造者が
 - 4 内書 { 「15年度末免許場数」欄…3年以上引き続き酒類を製造しない製造場数及び3年以上引き続き酒類の合計を掲げた。
「15年度末製造者数」欄…試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場

(2) みなし製造場数

区 分	瓶詰のためのもの		販売の便 宜のため のもの	輸出のた めのもの	その他のもの		計	左のうち 実蔵置 場 数
	自己の製造 した酒類の 瓶 詰 場	共 同 の 瓶 詰 場			設置認可 を受け たもの	設置許可 を受けな いもの		
清 酒	3	1	1	14	14	-	33	20
合 成 清 酒	-	-	-	11	2	-	13	-
しょう ちゅう 類	-	-	-	14	2	-	16	-
み び ー ル	3	-	-	14	5	-	21	-
み び ー ル	1	1	-	12	2	-	16	2
ビ ー ル	-	-	1	12	1	-	14	12
果実酒類	2	-	2	22	4	-	30	-
ウイスキー類	-	-	2	23	4	-	29	1
スピリッツ類	-	-	1	21	7	-	29	-
リキュール類	1	-	2	14	4	-	20	4
雑 酒	-	-	-	25	5	-	28	-
合 計	10	2	9	182	50	-	249	39
うち実蔵置場数	3	1	3	15	17	-	39	-

調査対象：酒税法第28条第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場

調査時点：平成16年3月31日

末 免 許 場 数						休 造	合 計	合計欄の うち試験 のための 免許場数	15年度 末製造 場 数	15年度末 製造者数			
200 kℓ 以 上 500 kℓ 未 満	500 kℓ 以 上 1,000 kℓ 未 満	1,000 kℓ 以 上 2,000 kℓ 未 満	2,000 kℓ 以 上 5,000 kℓ 未 満	5,000 kℓ 以 上 10,000 kℓ 未 満	10,000 kℓ 以 上								
場	場	場	場	場	場	内	場	内	場	場	内	者	
26	6	4	2	1	-	25	36	108	228	10	217	9	219
1	1	1	1	-	-	3	5	9	21	-	2	-	21
3	3	3	-	2	-	1	2	11	26	1	10	1	24
2	-	-	1	-	-	12	16	21	51	6	3	3	48
2	1	1	2	-	-	4	6	8	23	3	10	2	22
2	-	1	-	-	3	-	3	16	36	1	30	-	29
-	-	-	-	-	-	19	28	30	49	13	10	7	41
-	-	-	-	-	-	21	29	22	32	8	2	4	26
-	-	-	2	-	-	3	4	4	10	1	-	-	6
1	-	-	-	-	-	4	5	4	6	3	-	1	3
-	-	2	-	1	-	20	38	24	47	5	-	1	35
2	1	-	-	1	2	9	14	10	25	1	3	1	22
-	2	-	-	1	4	7	29	15	60	7	11	4	47
-	-	-	-	-	3	1	24	6	44	4	3	5	34
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1
-	-	-	-	1	-	3	6	20	30	7	17	18	28
39	14	12	8	7	12	132	245	308	689	70	319	56	606
29	9	6	6	2	10		46		319	17		23	292

における製造数量が最も多い種類（品目）の欄にのみ、1場として掲げた。

免許を受けている酒類の種類（品目）ごとに1者として掲げた。

製造数量が酒税法第7条第2項に規定する数量に達しない製造場数（同条第3項の規定の適用を受ける製造場数を除く。）

を有する非営業製造者数

(3) 連続式蒸留機の設備状況

製 造 場 数	基 数
16 場	17 基

調査対象：「8-4(1)酒類の製造免許場数」のうち、
連続式蒸留機の設備を有する製造場

調査時点：平成16年3月31日

用語の説明：連続式蒸留機とは、連続して供給される
アルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル
油、アルデヒド等の不純物を取り除くこと
ができる蒸留機をいう。

(4) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数	左のうち休造場数
酒 母	183 場	76 場
も ろ み	34	8

調査対象：酒税法第8条（酒母等の製造免許）の規定により免許を受けた
製造場

調査時点：平成16年3月31日

用語の説明：1 酒母とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの②酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの③これらに「こうじ」を混和したものをいう。
2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、「こす」又は「蒸留する」前のものをいう。

8 酒 税

(5) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

区 分	販売業者数	販 売 場 数				販売場数のうち1年以上引き続き休止している販売場数		
		卸売に限る旨の条件が付されているもの	販売方法に条件が付されていないもの		計			
			卸売割合が50%以上又は卸売数量が270kℓ(ビール卸売業にあっては120kℓ)以上のもの	その他				
販売方法に条件が付されていないもの及び卸売に限る旨の条件が付されているもの	者	場	場	場	場	内	場	
全酒類	298	29	179	267	475	20	27	
ビール	52	9	22	55	86	2	6	
洋酒類	20	11	2	8	21	1	1	
輸入酒類	61	36	39	28	103	5	8	
自製酒類	清酒・みりん	7	10	15	3	28	-	1
	合成清酒・しょうちゅう	-	1	3	-	4	-	-
	ビール	1	-	12	-	12	-	-
	洋酒	1	1	11	-	12	-	-
計	9	12	41	3	56	-	1	
その他の酒類	12	9	1	5	15	-	1	
合計	452	106	284	366	756	28	44	
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの	小売業者の共同購入機関のうち	10	16	-	-	16	-	-
	卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	-	-
	製造業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	-	-
	計	10	16	-	-	16	-	-
全酒類	一般のもの	12,091	-	-	-	16,046	290	495
	特殊のもの	44	-	-	-	431	8	12
	期限付	-	-	-	-	2	-	-
	計	12,135	-	-	-	16,479	298	507
	一般のもの	23	-	-	-	68	-	2
	特殊のもの	287	-	-	-	500	23	41
	期限付	7	-	-	-	34	-	-
計	317	-	-	-	602	23	43	
その他の酒類	みりんだけのもの	101	-	-	-	339	1	4
	薬用酒だけのもの	2,348	-	-	-	2,439	3	3
	計	2,449	-	-	-	3,380	4	7
合計	14,901	-	-	-	19,859	325	557	
媒 介 業	13	-	-	-	29	3	4	
代 理 業	-	-	-	-	-	-	-	

調査対象：酒税法第9条（酒類の販売業免許）の規定により免許を受けた販売業者

調査時点：平成16年3月31日

(注) 内書は、2年以上引き続き休止している販売場数を示す。

用語の説明：1 **媒介業**とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介（取引の相手方の紹介、意思の伝達又は取引内容の折衝等その取引成立のためにする補助行為をいう。）する業務をいう。

ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 **代理業**とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理する業務をいう。

ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

(6) 免許場数の累年比較

年 度	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒 類 製造場数	酒 類 販売場数
	清 酒	合成清酒	しょうちゅう		ビ ー ル	そ の 他	計		
			甲 類	乙 類					
	場	場	場	場	場	場	場	場	
11	241	24	27	49	40	263	644	337	19,322
12	237	24	27	50	40	266	644	333	19,279
13	237	23	27	50	37	284	646	331	20,179
14	233	23	26	48	35	280	645	325	20,549
15	228	21	26	51	36	327	689	319	20,615

(注) この表は、「8-4(1)酒類の製造免許場数」の「15年度末免許場数」の「合計」及び「15年度末製造場数」並びに「8-4(6)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」の「販売場数」の「計」を累年比較したものである。

(7) 税務署別免許場数 (その1)

税 務 署 名	製 造 免 許 場 数						
	清 酒	合成清酒	し ょ う ち ゅ う		み り ん	ビ ー ル	果 実 酒
			甲 類	乙 類			
場	場	場	場	場	場	場	
岐 阜 北	3	-	-	-	-	-	4
岐 阜 南	9	1	1	3	1	-	3
岐 大 垣	12	1	1	2	1	1	3
高 山	13	-	-	6	-	2	-
多 治 見	8	1	1	-	-	-	1
中 津 川	14	3	3	2	1	-	4
岐 阜 県 計	9	2	2	-	-	1	3
	68	8	8	13	3	4	18
静 岡 岡 水	4	-	-	-	-	-	-
静 清 浜 松	4	-	1	-	-	-	-
浜 西 東	1	-	-	-	-	1	-
沼 津	2	-	-	2	-	2	-
熱 海	4	-	-	2	-	5	2
三 島	-	-	-	-	-	2	-
富 田	1	-	-	1	-	2	1
磐 田	1	-	-	1	-	-	-
掛 川	4	-	-	4	-	-	1
藤 枝	2	1	1	1	-	-	1
下 田	6	-	-	-	-	-	-
静 岡 県 計	8	1	1	2	1	2	2
	-	-	-	-	-	-	1
	37	2	3	13	1	14	8
千 古 種	-	-	-	-	-	2	-
名 古 屋 東	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 北	4	-	-	-	-	1	-
名 古 屋 西	4	1	1	3	1	1	3
名 古 屋 中	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 中	-	-	-	-	-	-	1
昭 和	-	-	-	-	-	-	-
中 田	4	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 市 計	3	-	-	-	3	-	-
	15	1	1	3	4	4	4
豊 岡 橋 崎	5	2	2	3	1	-	2
岡 一 宮	3	-	1	1	-	-	1
尾 張 瀬 戸	5	1	2	2	2	1	1
半 田	1	1	1	-	-	-	1
津 島	12	2	2	1	1	2	3
刈 谷	9	-	-	3	2	-	1
豊 田	5	2	2	4	7	1	1
西 尾	4	-	-	1	-	-	-
小 牧	1	-	-	-	1	-	1
新 城	5	-	-	-	-	2	1
愛 知 県 計	3	-	-	-	-	-	-
(除名古屋市計)	53	8	10	15	14	6	12
津 市	10	-	-	-	-	2	1
四 日 市	15	1	2	1	1	-	2
伊 勢	2	1	1	1	-	1	2
松 阪	7	-	-	-	-	-	-
桑 名	2	-	-	-	-	2	-
上 野	16	-	1	4	-	2	1
鈴 鹿	3	-	-	1	-	1	1
尾 鷲	-	-	-	-	-	-	-
三 重 県 計	55	2	4	7	1	8	7
総 計	228	21	26	51	23	36	49

(注) この表は、「8-4(1)酒類の製造免許場数」及び「8-4(6)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」を税務署別に示したものである。

8 酒 税

(7) 税務署別免許場数 (その2)

税務署名	製 造 免 許 場 数								
	甘 味 酒 果 実 酒	ウイスキー	ブランデー	スピリッツ	原 料 用 ア ル コ ー ル	リ キ ュ ー ル 類	発 泡 酒	粉 末 酒	そ の 他 酒 雑
岐 阜 北	2	-	-	-	-	-	-	-	-
岐 阜 南	2	-	-	1	1	1	1	-	1
岐 大 垣	2	1	-	1	1	2	2	-	-
高 山	-	1	-	1	-	1	2	-	6
多 治 見	1	-	-	1	1	-	-	-	-
中 関 津	3	-	-	3	3	2	2	-	2
岐 阜 川 計	2	-	-	2	2	1	-	-	1
岐 阜 県 計	12	2	-	9	8	7	7	-	10
静 岡 岡 水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静 清 浜 松	-	-	-	-	1	-	-	-	-
静 清 浜 松	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静 清 浜 松	-	-	-	1	-	3	1	-	-
静 清 浜 松	1	1	1	6	-	7	7	-	1
静 清 浜 松	-	-	-	1	-	1	1	-	-
静 清 浜 松	-	-	-	-	-	1	-	-	-
静 清 浜 松	-	-	-	1	-	1	1	-	1
静 清 浜 松	-	-	-	-	-	1	-	-	-
静 清 浜 松	1	-	-	1	1	1	-	-	2
静 清 浜 松	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静 清 浜 松	2	1	1	3	1	3	2	-	2
静 清 浜 松	-	-	-	-	-	1	-	-	1
静 清 浜 松 計	4	2	2	13	3	19	12	-	7
千 古 屋 種 東	-	-	-	1	-	1	2	-	-
千 古 屋 屋 北	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千 古 屋 屋 西	-	-	-	1	-	1	1	-	-
千 古 屋 屋 中	3	1	-	2	1	5	2	-	2
千 古 屋 屋 中	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千 古 屋 屋 中	1	-	-	-	-	1	-	-	-
千 古 屋 屋 中	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千 古 屋 屋 中	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千 古 屋 屋 中	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千 古 屋 屋 中	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千 古 屋 屋 中	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千 古 屋 屋 中 計	4	1	-	4	1	8	5	-	2
豊 岡 橋 崎	2	-	-	2	1	1	2	-	3
豊 岡 橋 崎	1	-	-	-	1	1	-	-	1
豊 岡 橋 崎	1	-	-	2	2	-	2	-	-
豊 岡 橋 崎	1	-	-	1	1	-	-	-	-
豊 岡 橋 崎	1	1	2	4	3	3	3	-	2
豊 岡 橋 崎	-	-	-	-	-	2	2	-	-
豊 岡 橋 崎	-	1	-	2	2	4	3	-	1
豊 岡 橋 崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊 岡 橋 崎	-	-	-	-	-	1	-	-	1
豊 岡 橋 崎	1	1	1	2	-	4	2	1	-
豊 岡 橋 崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊 岡 橋 崎 計	7	3	3	13	10	16	14	1	8
(除名古屋計)									
津 市	1	-	1	-	-	1	1	-	1
四 日 市	2	2	-	2	2	2	1	-	1
伊 勢 市	1	-	-	2	1	2	1	-	-
伊 勢 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊 勢 市	-	-	-	1	-	1	1	-	-
伊 勢 市	-	-	-	3	-	3	2	-	-
伊 勢 市	1	-	-	-	-	1	-	-	-
伊 勢 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊 勢 市 計	5	2	1	8	3	10	6	-	3
豊 岡 橋 崎 計									
豊 岡 橋 崎 計	32	10	6	47	25	60	44	1	30

用語の説明： 1 (A) は、卸売に限る旨の条件が付されているもの
 2 (B1) は、販売方法に条件が付されていないもので、卸売割合が 50%以上又は卸売数量が 270 kl (ビー
 3 (B2) は、販売方法に条件が付されていないもので、(B1) 以外のもの

合 計	製造場数	販 売 業 免 許						税 務 署 名
		卸 売 業 等				小 売 業		
		販売業者数	販 売 場 数			販売業者数	販売場数	
(A)	(B ₁)		(B ₂)					
場	場	者	場	場	場	者	場	
9	7	18	2	2	14	464	573	岐 阜 北
25	10	19	3	6	14	290	411	岐 阜 南
30	15	14	1	4	10	572	690	岐 大 垣
32	21	27	3	5	21	374	453	高 山 見
14	9	4	1	4	7	279	400	多 治 川
42	16	11	5	6	4	396	501	関 津 川
25	11	2	-	2	7	207	245	中 津 川
177	89	95	15	29	77	2,582	3,273	岐 阜 県 計
4	4	26	7	19	18	400	524	静 岡 岡
6	5	8	1	4	5	327	409	清 水 西
2	2	5	3	5	16	459	570	浜 松 東
11	3	1	2	4	6	250	349	浜 松 東
37	12	12	2	11	8	473	614	沼 津 津
5	2	13	1	4	10	155	217	沼 津 海
6	4	16	5	4	10	264	339	熱 海 島
6	3	4	1	2	2	277	331	三 島 田
10	4	17	-	6	14	362	497	富 田 土
12	4	2	-	3	3	306	407	富 田 田
6	6	5	-	2	4	229	295	磐 掛 川
32	12	5	1	5	1	263	377	藤 枝 田
3	2	12	-	2	10	181	222	下 田 田
140	63	126	23	71	107	3,946	5,151	静 岡 県 計
6	2	11	6	6	7	203	304	千 種 東
-	-	13	2	4	11	110	114	名 古 屋 北
8	5	6	3	5	4	284	329	名 古 屋 西
30	6	12	4	13	8	268	340	名 古 屋 中
-	-	12	4	28	5	216	350	名 古 屋 中
3	1	27	12	29	8	191	263	名 古 屋 中
-	-	12	1	2	12	420	589	昭 和 田
4	4	5	4	10	7	392	554	熱 中 川
6	4	6	1	10	9	229	312	中 古 屋 市
57	22	104	37	107	71	2,313	3,155	名 古 屋 市 計
26	8	9	2	10	20	708	911	豊 橋 橋
10	6	3	3	2	5	294	404	岡 崎 崎
21	7	11	2	2	7	410	566	一 宮 宮
7	1	5	-	5	2	155	200	尾 張 瀬 戸
42	16	7	4	4	5	591	792	半 田 田
19	9	11	2	4	7	272	374	津 島 島
35	12	6	4	7	3	366	569	刈 谷 谷
5	4	1	2	2	3	333	467	豊 田 田
5	2	3	2	1	4	148	207	西 尾 尾
20	10	12	4	6	12	560	760	小 牧 牧
3	3	-	-	-	2	129	149	新 城 城
193	78	68	25	43	70	3,966	5,399	愛 知 県 計
18	12	11	1	8	6	323	454	(除名古屋市計)
34	16	6	2	6	1	307	483	津 日 市
15	4	17	-	5	13	390	542	伊 勢 勢
7	7	5	-	3	4	242	309	松 阪 阪
7	3	2	-	3	5	195	257	桑 名 名
32	20	8	2	6	3	262	318	上 野 野
8	4	5	-	1	5	192	285	鈴 鹿 鹿
1	1	5	1	2	4	183	233	尾 鷲 鷲
122	67	59	6	34	41	2,094	2,881	三 重 県 計
689	319	452	106	284	366	14,901	19,859	総 計

ル卸売業にあつては120kl) 以上のもの